

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		募集要項				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	17	第5.3	-	-	提案上限額	提案上限額は4,700,693千円とありますが、各年度や施工費・維持管理費別に上限額の設定があればご教示願います。	各年度や施工費・維持管理別の上限額の設定はありません。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		要求水準書				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書	13	3.3.1	(4)	ア	現場作業日・作業時間	本事業では夏季休業中などの長期休暇時がメイン作業日となると想定していますが、夏祭り時の作業は可能でしょうか。また、作業が不可と言うことであれば、事前に日程等をご教示頂けますでしょうか。	夏祭り時は多くの人の出入りが想定されるため、作業は不可としますが、事前に日程等を伝えることは可能です。施工時の学校行事等との兼ね合いについては、学校及び市と事前調整願います。
2	要求水準書	14	3.3.1	(5)	カ	工事現場の管理	現場事務所や作業員詰所は、施工校の空き教室等をお借りすることは可能でしょうか。	現場事務所や作業員詰所については、事業者側で学校敷地内に用意してください。なお、学校との調整により空き教室等をお貸しすることができる場合があります。
3	要求水準書	18	5.1		イ	対象業務	関連法規に従って、事業者によってポンベ置き場、発電設備等に消火器等の消防設備が付帯設置する場合の法定点検は市および対象校で実施される消防設備法定点検で実施され、事業者の点検費用負担はない、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	20	5.3.1	(3)	ウ	空調設備の性能基準	換気設備の単位時間当たりの風量の測定については、年1回の報告としてよろしいでしょうか。	可とします。
5	要求水準書	20	5.3.1	(3)	ウ	空調設備の性能基準	GHPおよび室内機の消費電力量は測定不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	22	5.3.2	(4)		その他、付随業務	市がおこなうモニタリングとは、どのようなものを想定されていますでしょうか。	事業契約書(案)別紙5のとおりです。
7	要求水準書	23	7.1		ク	共通事項	既存校舎(教室等)に対する騒音規制値はありますでしょうか。必要な場合、教室など窓に面する場合のみと考えて宜しいでしょうか。	学校環境衛生基準を参考としてください。
8	要求水準書	23	7.1.1			空調設備及び非常用発電設備の形式	空調熱源システムを検討するにあたり、都市ガスが引き込まれていない学校をご教示くださいませんか。	都市ガスが引き込まれていない学校はありません。
9	要求水準書	24	7.2.1			一般事項	GHPの電源については、LED化に伴う電気使用量削減分を見込み、屋内運動場内の既設電灯回路より分岐としてよろしいでしょうか。	空き容量があれば、可とします。
10	要求水準書	24	7.2.1			一般事項	受電および都市ガスの引き込みについては、可能であれば複数引込として計画をしてもよろしいでしょうか。	受電については電気事業者、都市ガスについては都市ガス事業者と協議の上、複数引込可であれば計画可能です。
11	要求水準書	24	7.2.1			一般事項	モデル校も併せた各校のキュービクルの最終の完成図を頂けないでしょうか。	最新の単線結線図については、貸与資料を参照してください。なお、詳細提案校分について、キュービクル更新時の平面図等を貸与することは可能です。貸与方法等については、参加資格審査書類提出時にお示しします。
12	要求水準書	26	7.2.1		フ	一般事項	熱負荷計算上の余裕係数について、設備設計基準上1.0～1.1と記載がありますが、「ダクト表面からの負荷」はないものとし、1.05としても宜しいでしょうか。	必要と思われる余裕係数を見込んで計算してください。
13	要求水準書	27	7.2.2			室外機	屋内運動場周辺の犬走につき、やむを得ない場合は設備スペースにより閉鎖してもよろしいでしょうか。	基本的に不可とします。やむを得ず閉鎖する場合は市及び学校の了承が必要です。
14	要求水準書	27	7.2.2		オ	室外機	トランク型の室外機については渡り廊下・バルコニー・庇・屋上へ設置する際に構造計算までは不要と考えてよろしいでしょうか。	耐荷重に問題ないことを確認の上であれば、ご理解のとおりです。ただし、荷重が一部の躯体に集中する設計は避けてください。
15	要求水準書	27	7.2.2		カ、ソ	室外機	既設室外機が校舎の外壁や窓に沿う形で、教室近くに設置されているケースが見受けられます。今回室外機を設置するとき、設置位置が教室近くなる場合でも、設置が可能という理解でよろしいですか。	可とします。ただし、騒音や日当たり等について、市及び学校の了承が必要です。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		要求水準書				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
16	要求水準書	28	7.2.2		サ	室外機	運動場側に面した箇所以外に設置するフェンスは上部へのフェンスは不要とすることで宜しいでしょうか。	上部への設置は必須ではありませんが、設置を妨げるものではありません。
17	要求水準書	28	7.2.2		サ	室外機	施錠する南京錠は学校ごとには統一を図りますが、全校統一する必要はないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	28	7.2.3		イ	室内機	室内機の設置箇所はキャットウォーク下部への設置という認識で宜しいでしょうか。	設置箇所はキャットウォーク(別名:ギャラリ)下部に限定しておらず、より良い提案を妨げるものではありません。
19	要求水準書	29	7.3.1		カ	冷媒管	屋内の冷媒・ドレン配管については仕上げを樹脂製とすることで、防球ガード不要と考えてよろしいでしょうか。	防球ガードは必須ではありませんが、ボール等の衝突頻度が高いと考えられる配管については、実用に耐えうる仕様を提案してください。
20	要求水準書	29	7.3.1		カ	冷媒管	屋内露出の仕上はボール等の衝突等を考慮したものとありますが、具体的な指示はありますか。	回答【要求水準書】No.19をご参照ください。
21	要求水準書	29	7.4.1			自動制御設備	自動制御設備のスケジュール管理については曜日ごとのスケジュール管理による消し忘れ設定ができればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	29	7.4.1		ア	自動制御設備	監視と記載がありますが、設置室はどの室を想定されていますでしょうか。	集中コントローラーは職員室内に設置してください。
23	要求水準書	29	7.4.2			個別リモコン	対象室に露出配管(メタルモール)で配線でするか。	可とします。
24	要求水準書	29	7.4.2		ア	個別リモコン	「全個別リモコンを収納する盤」、とありますが、換気設備のリモコンも同じ盤に収納することを想定されていますか。	リモコンはできるだけ同じ箇所に集約することを想定しています。また、将来の冷暖房設備への課金システム導入も想定し、最低限の改造で対応できる設計としてください。冷暖房設備及び換気設備は、盤を開閉せずに運転操作ができることを想定しています。
25	要求水準書	30	7.4.2		ウ	個別リモコン	空調設備の個別リモコンは、各系統につき1台設けるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	30	7.4.2		ウ	個別リモコン	個別リモコンについて、室内機1台につき、1台ではなく、系統につき、1台の認識で宜しいでしょうか。	回答【要求水準書】No.25をご参照ください。
27	要求水準書	30	7.4.3		ウ	その他	空調光熱費の削減のためにデマンドコントローラーを設置する旨が記載されていますが、本事業で設置する空調がGHPの場合は不要とすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	30	7.4.3		ウ	その他	GHPについてはデマンド制御不要と考えてよろしいでしょうか。	回答【要求水準書】No.27をご参照ください。
29	要求水準書	30	7.5			エネルギー供給設備	空調設備の形式でGHPを選択・設置する場合、体育館の既設分電盤から電源を取出すことを可として頂けますか。	回答【要求水準書】No.9をご参照ください。
30	要求水準書	30	7.5		ウ	エネルギー供給設備	既存トランスを取替での容量アップは宜しいでしょうか。その場合、特別教室等空調設備整備事業で増設したトランスでも取替でも宜しいでしょうか。	可とします。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		要求水準書				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
31	要求水準書	31	7.6		オ	換気設備	採光に留意することと記載がありますが、設計当初の採光に有効な開口面積を確認できる資料の提示はして頂けるのでしょうか。	資料はありません。できるだけ窓ガラスをパネル化する面積を小さくするように設計してください。
32	要求水準書	31	7.6		ケ	換気設備	操作機器を収納する盤は、空調リモコンの盤を兼用しても宜しいでしょうか。	回答【要求水準書】No.24をご参照ください。
33	要求水準書	31	7.6		サ	換気設備	操作機器は空調盤とは別に必要ですか。	回答【要求水準書】No.24をご参照ください。
34	要求水準書	32	8.1		セ	共通事項	屋内運動場周辺の物置については、学校の許可を得た上で、本事業にて移設してもよろしいでしょうか。	移設及び移設先について、市及び学校の了承を得た上で、移設することは可能です。その場合の移設に係る費用は、事業者の負担とします。
35	要求水準書	33	8.2.2		イ	LP非常用発電機	「騒音1mdB(A)は61dB(A)以下」を条件にしている理由はございますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な学習環境等を確保することは学校において重要課題であり、騒音に関しては予算の範囲においてマーケットで流通するトップレベルの製品の仕様を要求水準として設定しています。</li> <li>・要求水準は、LP非常用発電機に関してDENYO 株式会社製LEG-54UST2以外の選択余地がないことを示すものではありません。</li> <li>・特定のLP非常用発電機の採用可否については、官民対話の際に市に確認可能です。当該確認がない場合は、提案が認められない可能性があります。</li> <li>・上記の確認を行わない場合は、提案するLP非常用発電機が要求水準書を満たしていることを提案書に示すこと。要求水準を満足しない製品を使用する提案については、原則として事業者の費用負担で要件を満足する製品に変更することが必要です。</li> <li>・自動セルフチェック機能を搭載しているLP非常用発電機の提案は可とします。</li> </ul>
36	要求水準書	33	8.2.2		イ	LP非常用発電機	条件が「騒音1mdB(A)は61dB(A)以下」であれば、DENYO 株式会社製LEG-54UST2以外を選択できないような条件に見受けられますが、他社製品の参入の余地はないのでしょうか。	回答【要求水準書】No.35をご参照ください。
37	要求水準書	33	8.2.2		イ	LP非常用発電機	騒音値についてですが、こちらでDENYO社以外の各メーカー同等品の防音性能を調査したところ1mdB(A)75dB(A)程度が一般的でした。必要でしたら各メーカーの性能を別途提出致します。	回答【要求水準書】No.35をご参照ください。
38	要求水準書	33	8.2.2		イ	LP非常用発電機	騒音7mdB(A)63dBですが、自動セルフチェック機能(週に1回等、発電機が自動的に動作チェック運転を行う機能)を搭載している発電機の提案は不可でしょうか。	回答【要求水準書】No.35をご参照ください。
39	要求水準書	33	8.2.2		エ	LP非常用発電機	「騒音1mdB(A)は57dB(A)以下」を条件にしている理由はございますか。	回答【要求水準書】No.35をご参照ください。ただし、「LEG-54UST2」とある箇所は、「LEG-9.9USXT」と読み替えてください。
40	要求水準書	33	8.2.2		エ	LP非常用発電機	条件が「騒音1mdB(A)は57dB(A)以下」であれば、DENYO 株式会社製LEG-9.9USXT以外を選択できないような条件に見受けられますが、他社製品の参入の余地はないのでしょうか。	回答【要求水準書】No.39をご参照ください。
41	要求水準書	33	8.2.2		エ	LP非常用発電機	騒音7mdB(A)61dBですが、自動セルフチェック機能(週に1回等、発電機が自動的に動作チェック運転を行う機能)を搭載している発電機の提案は不可でしょうか。	回答【要求水準書】No.39をご参照ください。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		要求水準書				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
42	要求水準書	33	8.2.2		エ	LP非常用発電機	燃料消費量において、DENYO 株式会社製LEG-9.9USXT及びLEG-54UST2の消費量をいたしでも上回る場合は対象外となるのでしょうか。騒音値と同じく、燃料消費量においてもDENYO社以外を選択できないような条件に見受けられますが、他社製品の参入の余地はないのでしょうか。	回答【要求水準書】No.35及びNo.39をご参照ください。
43	要求水準書	34	8.3.2		エ、カ	配管配線等	校舎間の配線は原則地中配管、とありますが、校舎間に渡廊下が存在する場合、渡廊下を利用して配管配線出来るという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書						体育館の既存分電盤に空き容量があれば、GHP電源の取り出しをしても宜しいでしょうか。	回答【要求水準書】No.9をご参照ください。
45	要求水準書						幼稚園が併設されている学校において、幼稚園の園庭に設備機器を設置することができる学校はありますでしょうか。	幼稚園の園庭に設備機器は設置できません。
46	要求水準書	27	7.2.2		ス	室外機	室外機の設置可能な場所が限られており、靴箱に干渉してしまう学校については市の負担で予め移設して頂けるという理解でよろしいでしょうか。移設するスペースが無さそうなケースも見受けられます。	5月16日締切分の質問については、13日、14日に見学した学校を対象とする質問のみに回答するとしていましたので、一般論としての質問には回答しません。
47	要求水準書						現地見学会が休日に実施されたため、停車車両がほとんどない状況でした。詳細提案校3校につきまして、教職員の入社時の駐車場や来校者等の車両の駐車場所をご教示くださいますでしょうか。	14日に見学した詳細提案校について別紙に回答します。
48	要求水準書						PA設備及びLPガスボンベについては、それぞれ施設可能な筐体(フェンス含む)で囲われている場合は別途、周囲フェンスは不要としてよろしいでしょうか。	回答【要求水準書】No.46をご参照ください。
49	要求水準書						中学校において、災害時の空調設備の稼働を考慮し、電源自立型GHP+PA設備の提案を行うことは可能でしょうか。	可とします。ただし、要求水準書P23 7.1.1に「～中学校間における公平性に配慮した提案とすること。」とあり、電気と都市ガスがどちらも停止した場合の空調設備の運転の可否について、中学校間で差が出ないようにしてください。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		様式集				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	様式集 (Word版)	7	—	5	—	電子データの提出について	電子データの提出は1枚でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集 (Word版)	7	—	5	—	電子データの提出について	「提出書類一覧表」に記載のWordやExcelで保存する提出書類についても、PDFによる保存も必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集 (Excel版)		様式 13-3			エネルギー量及び二酸化炭素排出量総括表	事業契約書(案)の質疑No.26の認識(SPC諸経費は維持管理のサービス対価に含める)に誤りがない場合、SPC諸経費は各校の料金内に便宜的に割り振るという認識でよろしいでしょうか？	様式13-3とSPC諸経費は無関係です。質問の意図が、様式7-2についてということであれば、ご理解のとおりです。
4	様式集 (Excel版)		様式 8-4			損益計算書、キャッシュフロー計算書	損益計算書、キャッシュフロー計算書の金額は、円単位とのことですが、円未満は切り捨てでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集 (Excel版)		様式 8-5			サービス対価の支払予定表	サービス対価の金額は、円単位とのことですが、円未満は切り捨てでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		基本協定書(案)				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	基本協定書(案)	2	第4条			事業予定者の設立	現在の基本協定書(案)では、SPCが会計監査人を設置することが想定されておりますが、こちらは必要要件でしょうか。	必要要件です。
2	基本協定書(案)	3	第5条		第3号	事業期間中のその他の義務	第5条第3号に、「事業予定者は、前条第1項各号の内容に反することとなる定款の変更をしてはならないほか、設立時に定めた定款を変更しないこと。」とあります。基本協定書第4条第1項各号に定める内容に反するような定款変更を行わないことは承知いたしました。が、その他の部分についてはその後の法令変更への対応等、実務的に必要となる定款変更について、実務上の負担軽減等をご配慮いただければと存じます。つきましては、同号につき「事業予定者は、前条第1項各号の内容に反することとなる定款の変更をしてはならないほか、市の事前の書面による承諾なく設立時に定めた定款を変更しないこと。」に修正のご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
3	基本協定書(案)	3	第7条		第2項	業務の委託、請負	事業予定者は、事業契約の締結日から30日以内に構成企業・協力企業等と委託契約書等を締結することになっておりますが、契約交渉、締結手続き、それに伴う各社の内部手続き等がございますので、「事業契約の締結日から60日以内」に修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	4	第8条	第1項		各構成企業・協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	代表企業が連帯責任を負う内容の規定は、代表企業の責任が重すぎるため、また、第8条第3項及び第4項で、各業務を担当する企業がその担当業務に対して連帯責任を負えば足りると考えられるため、本項は削除をご検討いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
5	基本協定書(案)	6	第10条	第4項		市の解除権等	違約金の計算について、第2項ではサービス対価の100分10とされているのに対し、第10条第4項ではサービス対価の100分20とされている理由をご教示ください。第10条第1項各号の事由と第10条第4項各号の事由の違いを考慮しても、サービス対価の100分20という違約金の水準は過剰であり、貴市の先行案件(小中学校特別教室等の空調設備PFI)でも規定されていなかったものですので、貴市の先行案件と同様に100分10に統一をお願いいたします。	原案のとおりとします。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		事業契約書(案)				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	事業契約書(案)	5	第5条	第3項	なお書き	本事業遂行の指針	第5条第3項なお書きに「同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市の選択に従うものとする。ただし、上記(4)の提案書類内で内容相違がある場合については、市は事前に事業者と協議したうえで判断するものとする。」という記載がありますが、貴市と事業者で協議する以上、その解釈についても両者によって決定することとさせて頂けませんか。つきましては、当該文言につき「同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市と事業者との間において協議の上、かかる内容に関する事項を決定する。」と修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
2	事業契約書(案)	6	第2章第10条	第1項	(1) (2)	契約保証金について	(1)(2)それぞれ、「100分の10相当額以上の金額」と記載がございますが、税込サービス対価の100分の10相当額以上という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	6	第2章第10条	第2項		維持管理業務期間における契約保証金の納付	維持管理業務期間における契約保証金納付の場合、ある事業年度において、履行保証保険の付保等に変更することは可能でしょうか。 また、履行保証保険付保の場合、ある事業年度において、契約保証金の納付等に変更することは可能でしょうか。	前段後段ともに可能です。
4	事業契約書(案)	6	第10条	第8項		契約の保証	事業者は、充当の通知を受けた日から7日以内に、保証金又は有価証券の換価金を、補填することとされていますが、資金調達の時間が必要になる可能性があるため、「30日以内」と修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
5	事業契約書(案)	7	第12条	第1項		事業者が第三者に与えた損害	第12条第1項において第三者に損害が生じた場合について定められておりますが、貴市その他の者に帰責事由があり、事業者に帰責性がない場合もあり得るか存じますので、「事業者が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、事業者は、本件契約に基づき事業者の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。」とご修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、第12条は「本件契約に基づき事業者の負担すべき損害を」としていただきますので、原案のままで質問者の意図は反映されているものと考えます。
6	事業契約書(案)	10	第4章第23条	第1項		設計の完了	「市に提出して、市の完了確認検査を受ける。」とあります。施工業務の開始は、別紙4.3記載の書類提出ならびに「市の設計に関する完了確認検査」に合格することを停止条件とするのでしょうか。 そうだとすると、完了確認検査の結果は事業者による別紙4「2」記載の書類提出後、何日以内にどのような手段(例えば、第44条第2項の「完成確認書」のようなもの)により事業者に通じられるのでしょうか。	前段について、原則はご理解のとおりです。ただし、施工業務に並行して一部設計協議が継続する可能性等、例外も想定されます。したがって、この場合の取り扱いには事業進捗に応じて協議の上決定することになります。
7	事業契約書(案)	11	第4章第24条	第3項		市の請求による設計の変更	「当該追加費用又は損害を合理的な範囲内」とは、当該事由発生により事業者に発生した(あるいは発生が合理的に見込まれる)設計費・施工費、諸費用が含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。その細目及び金額等につき合理的な範囲内で市が負担する旨の規定であり、その内容は協議の上決定することを想定しています。
8	事業契約書(案)	13	第31条			施工業務に関する基本方針	「なお、校舎の大規模改造工事が予定されている対象校においては、校舎の大規模改造工事と現場が錯綜する工程としないようにするものとする。また、屋内運動場の大規模改造工事が予定されている対象校においては、大規模改造工事が完了してから本事業の施工を行うものとする。」との記載について、貴市の情報提供・協力が不可欠と存じますので、本条末尾に、「市は、事業者が請求した場合、校舎及び屋内運動場の大規模改造工事に関して事業者が必要とする情報を速やかに開示する。また、本条に定める予定工程表の作成において、市は、当該大規模改造工事の調整等合理的に必要な協力をを行う。」との追記をお願いいたします。	原案のとおりとします。



吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		事業契約書(案)				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
9	事業契約書(案)	16	第41条			アスベストの処理等	「レベル3(レベル3相当を含む。)のアスベストが存在することが判明した場合は、事業会社の費用と責任において、その対応又は処分を行う。」との記載がございますが、「対応又は処分」とは具体的には何をご想定でしょうか。事業実施場所に既に存在するレベル3のアスベストの処分等を事業者が費用を負担して行う理由はない理解ですので、レベル3のアスベストの処分等についても、貴市で費用負担をいただくようお願いいたします。	前段について、要求水準書にも規定しているとおりに、事業者において撤去、運搬及び処分いただくことを想定しています。後段について、原案のとおりとします。
10	事業契約書(案)	17	第44条			市による完成確認	第35条第3項の規定を踏まえたと、貴市による完成確認と完成確認書の交付は、学校単位で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、その旨を第44条でも明記するようにお願いいたします。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、原案のとおりとします。
11	事業契約書(案)	18	第4章第46条	第1項		工期又は供用開始日の延長変更による費用等の負担及び違約金	「事業会社に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内」とは、当該事由発生により事業者が発生した(あるいは発生が合理的に見込まれる)設計費・施工費、諸費用が含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。その細目及び金額等につき合理的な範囲内で市が負担する旨の規定であり、その内容は協議の上決定することを想定しています。
12	事業契約書(案)	29	第9章第73条	第5項		市のモニタリング	「本条に基づくモニタリングの結果、空調設備及び非常用発電設備の性能又は事業会社の維持管理業務の状況が、維持管理業務に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合」に、市様は対価の全部または一部について減額を行うことができるとありますが、「事業者の責めに帰すべき事由がない場合」においても、減額を行うことでしょうか。	別紙5に定めるとおりサービス対価の減額は、「是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合」に実施するものです。その期間内に改善が認められない合理的な理由がある場合(事業者の責めに帰すべき事由がない場合)には、減額を行うことはありません。
13	事業契約書(案)	30	第78条	第2項		維持管理のサービス対価の改定	エネルギー供給会社の変更により発生した追加費用等の負担については、事業者側でコントロールできない事象ですので、不可抗力事由と同じ仕組みによる費用負担にご修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
14	事業契約書(案)	32	第82条	第1項	第11号	市による契約解除	第82条第1項第11号は、同条第2項と内容的に重複していると存じますので、削除をお願いいたします。規定するにしても、催告が前提となりますので、第82条第2項の解除事由に統合すべきように思われます。	原案のとおりとします。第81条第11号は「催告をしても…履行される見込みがないことが明らかであるとき」は無催告解除ができることを定めた規定であり、解除に催告を必要とする同条第2項とは異なる場面を想定した規定です。
15	事業契約書(案)	33	第82条	第3項	第2号	市による契約解除	解除時に一部の空調設備等が、業務水準どおりの性能を維持していない場合に、業務水準どおりの性能を維持している空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価も含めて、事業者に対する一切の「対価」の支払が留保されるように見受けられます。この点につき、貴市の先行案件(小中学校特別教室等の空調設備PFI)と同様に、支払を留保されるのは、あくまで業務水準どおりの性能を維持していない空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価に限定してください。第82条第4項第2号についても同様です。	原案のとおりとします。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

資料名称		事業契約書(案)				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
16	事業契約書(案)	35	第82条	第9項		市による契約解除	第82条各項に基づき事業者が負担する違約金支払債務に関して、市が履行保証保険に基づく保険金及び保証契約に基づく保証金を受領している場合には、それが充当されるべきかと存じます。現状の第82条第7項においては、「第10条に基づく契約保証金又は担保」を「充当することができる」と定めるに留まりますので、貴市がかかる履行保証保険・保証契約に基づく権利を行使する義務を負い、保険金・保証金が先に違約金に充当されることを明確に規定してください。つきましては本項については以下のように修正してください。「市は、本条に基づき事業会社が市に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、事業会社が市に差し入れている第10条の契約保証金又は担保を先に充当するものとする。第10条第5条又は第6項に基づき契約保証金の納付に代えて履行保証保険に加入し又は金融機関等と保証契約を締結している場合には、市はかかる履行保証保険又は保証契約に基づく権利を先に行使し、違約金に充当するものとする。」第83条第6項についても同様です。	原案のとおりとします。 なお、履行保証保険の受領済保険金及び保証契約の受領済保証金を事業会社の本件契約の債務不履行に基づく損害金、本件契約に基づく違約金及び損害金に充当できるものとしています。(事業契約書(案)第10条第8項参照)
17	事業契約書(案)	36	第83条	第4項		独占禁止法違反等を理由とする市による契約解除	違約金の計算について、第5項ではサービス対価の100分10とされているのに対し、第4項第1号乃至第4号ではサービス対価の100分20とされている理由をご教示ください。第2項各号の事由と第4項第1号乃至第4号の事由の違いを考慮しても、サービス対価の100分20という違約金の水準は過剰であり、貴市の先行案件(小中学校特別教室等の空調設備PFI)でも規定されていないものでありますので、貴市の先行案件と同様に100分10に統一をお願いいたします。また、第4項第5号の事由は、本項第1号乃至第4号の事由とも性質を異にしております。第5号の事由のみ違約金が100分の10にされているとはいえ、そもそも違約金を発生させるような事由ではないため、第5号については削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。
18	事業契約書(案)	38	第84条	第3項	第2号	事業者による契約解除	解除時に一部の空調設備等が、業務水準どおりの性能を維持していない場合に、業務水準どおりの性能を維持している空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価も含めて、事業者に対する一切の「対価」の支払が留保されるように見受けられます。この点につき、貴市の先行案件(小中学校特別教室等の空調設備PFI)と同様に、支払を留保されるのは、あくまで業務水準どおりの性能を維持していない空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価に限定してください。第84条第4項第2号についても同様です。	原案のとおりとします。
19	事業契約書(案)	39	第11章 第84条	第6項		事業者による契約解除	①「この場合において、市は、事業者に対し、空調設備及び非常用発電設備の出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。」とあります。しかし、既に発注している資材の引取り・処理をはじめ、事業者には解約により新たに発生する費用も想定されます。従って、第6項に、同条第5項と同様に、「市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。」の追記を検討いたします。 ② また、前述の「事業者が被った合理的な範囲の損害」とは、当該事由発生により事業者が発生した(あるいは発生が合理的に見込まれる)設計費・施工費あるいは原状回復費用をはじめとする諸費用が含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	①について、原案のとおりとします。出来高に応じた設計・施工等のサービス対価は、第6項に基づき支払いますが、既に発注している資材の引取り・処理等にかかる費用は事業者が被った損害として第5項を適用することを想定しています。 ②について、基本的にはご理解のとおりです。その細目及び金額等につき合理的な範囲内で市が負担する旨の規定であり、その内容は協議の上決定することを想定しています。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

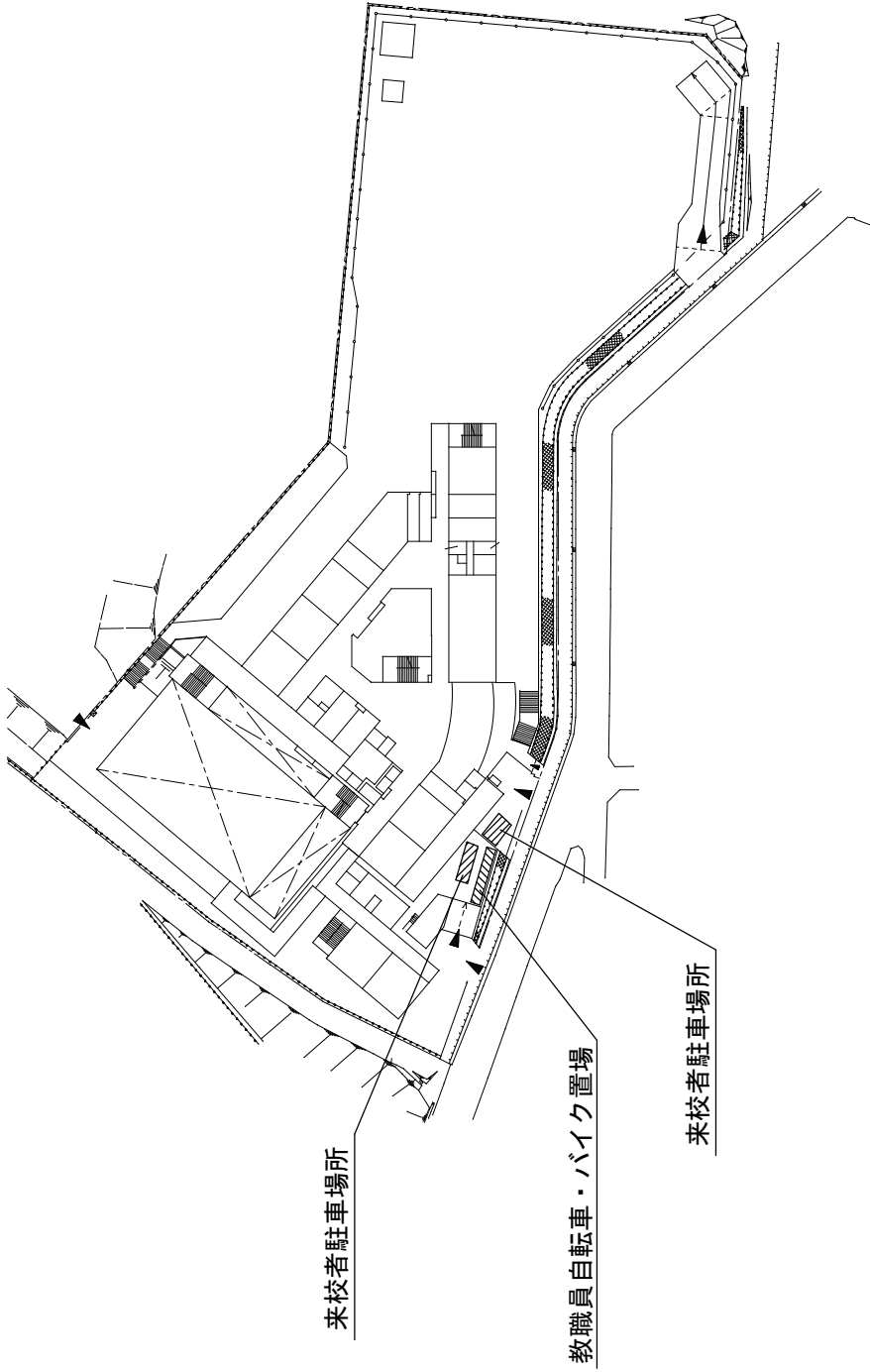
資料名称		事業契約書(案)				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
20	事業契約書(案)	40	第85条	2	(2)	学校の統合整備等に伴う一部解除	「(2)市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。」との記載があります。事業契約書(案)の質疑No.26及び様式集の質疑No.3の認識に誤りがない場合、各校の維持管理業務の料金内には、一部解除に伴って減少しないSPC諸経費も含まれるため、市が支払いを免れる未履行部分の維持管理のサービス対価の額は、市と事業者で協議の上決定するという認識でよろしいでしょうか？	前段及び後段について、ご理解のとおりです。
21	事業契約書(案)	41	第87条	第5項		不可抗力事由に基づく解除	第87条第5項に定める不可抗力事由に基づく事業契約の解除時における原状回復費用については、別紙9に規定する負担割合に従って貴市と事業会社がそれぞれ負担するという事によるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	事業契約書(案)	42	第89条	第3項		空調設備及び非常用発電設備の本件契約終了時の状態等	「事業会社が解散した日以降は、当該問い合わせ窓口は代表企業が担当のものとする。」との記載がございますが、あくまで「事業会社が解散した日以降」、契約期間の満了日の1年後の応当日までの期間に限って、代表企業が窓口となるという趣旨でよいかご確認ください。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書(案)	45	第98条	第1項	第4号	事業会社の遵守事項	基本協定書第4条第1項各号に定める内容に反するような定款変更を行わないことは承知いたしました。その他の部分についてはその後の法令変更への対応等、実務的に必要となる定款変更について逐一市の事前承諾を得ることは現実的ではないかと思われま。つきましては、同号につき「事業者予定者は、市の事前の書面による承諾なく、基本協定書第4条第1項各号に定める内容に反するような定款変更を行わないこと。」に修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
24	事業契約書(案)	47	第13章第102条	第1項		付保すべき保険等	「事業会社は、事業会社の費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する別紙10に記載する内容の保険契約を」締結する旨の記載があります。一方、別紙10には保険契約者に関して、「事業会社又は事業会社から施工業務を請け負った者」「事業会社又は施工業務にあたる者」「事業会社又は維持管理業務にあたる者」と記載されております。保険については「施工業務を請け負ったもの」「施工業務にあたる者」「維持管理業務にあたる者」の費用負担の下に契約締結することも可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書(案)	48	第105条	第1項		請求、通知等の様式等	第9条第1項にも同様の規定がございますので、統合するなどのご調整をいただけますでしょうか。	第9条第1項を『本件契約の規定に基づく指示、請求、催告、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、質問、回答、勧告、指導、要請及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。』と修正し、第105条第1項を削除(同条の表題を「期間の定め」と修正)します。
26	事業契約書(案)	70	別紙6	1	-	契約期間全体の契約金額及びその内訳	契約金額はA:設計・施工等のサービス対価とB:維持管理のサービス対価に分かれますが、維持管理期間中のSPC諸経費(税理士・会計士費用等)は維持管理のサービス対価に含めるという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項等に関する質問及び回答

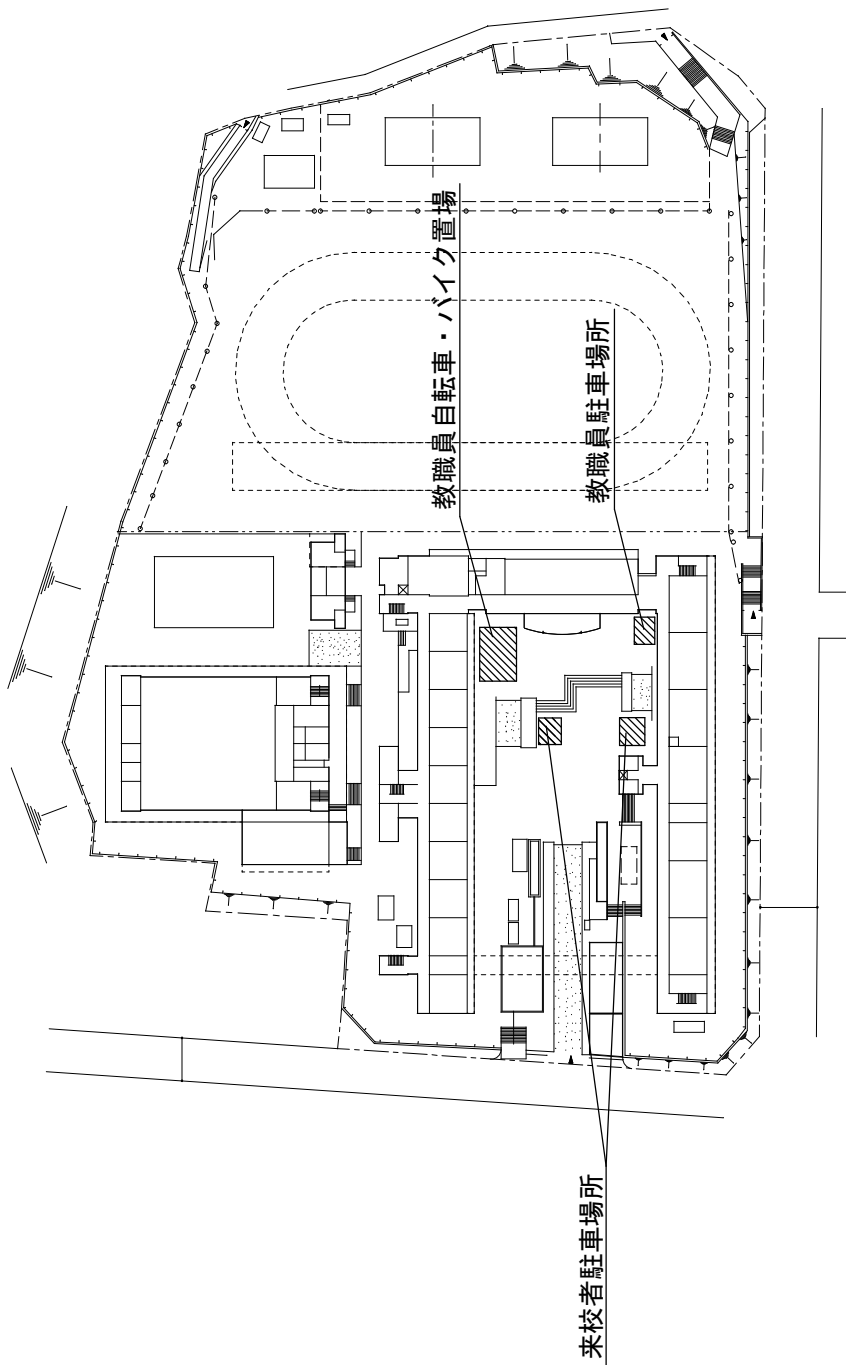
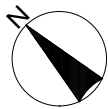
資料名称		事業契約書(案)				に関する質問及び回答		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
27	事業契約書(案)	74	別紙6	4	(3)	維持管理のサービス対価の各期契約額	全ての空調設備及び非常用発電設備の供用開始までの期間について、「全ての空調設備及び非常用発電設備の供用開始以降のサービス対価を基準にして、引渡台数、引き渡し後の期間を用いて、按分計算すること。」との記載がございます。一方で様式13-3では各校別の維持管理業務の料金を提示することとなっております。本事業では各校の状況や設置する空調設備の種類により維持管理費用が異なることが想定されるため、全ての設備の供用開始までの期間の維持管理のサービス対価は、様式13-3で提示した各校別の料金の合計という認識でよろしいでしょうか？	<質問文中「様式13-3」について、「様式7-2」と読み替えて回答します。> ご理解のとおりです。
28	事業契約書(案)	75	別紙7	2	(3)	設計・施工のサービス対価の改定方法	物価変動に関して設計・施工等のサービス対価の変更が規定されておりますが、変更前工事代金額と変更後工事代金額の差額が、変動前工事代金額の1000分の15を超えない分の物価上昇分についてはSPCで負担することになります。つきましては、本号に「なお1000分の15を超えない額については、物価の変動による工事請負代金の変更について乙等から要請があった場合は、甲は誠意をもって協議し対応するものとする。」を追記いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
29	事業契約書(案)	79	別紙9	1 2		不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	「事業会社が発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害」には、当該事由発生により事業者が発生した(あるいは発生が合理的に見込まれる)設計費・施工費あるいは原状回復費用をはじめとする諸費用が含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。不可抗力により事業者が発生した追加費用又は損害につき合理的な範囲に含まれるとする旨の規定であり、その内容は協議の上決定することを想定しています。
30	事業契約書(案)	80	別紙10	2	(1)	維持管理期間中の第三者損害賠償責任保険	維持管理期間中における第三者損害賠償責任保険については、毎年度更新とすることを認めていただけますでしょうか。	認めます。

学校名 吹田市立千里丘北小学校  
所在地 吹田市千里丘北1番30号

縮尺 番号



学校名	吹田市立第二中学校
所在地	吹田市岸部北1丁目21番1号
縮尺	番号



学校名	吹田市立片山中学校
所在地	吹田市竹谷町3番1号
縮尺	1/1000
号種	

